

に於ける運動の尋常ならざるを見て書を長崎奉行に呈し日本が豊を  
英佛に開く事なきを忠告したり、此忠告は長崎奉行より幕閣に送致せ  
られたる乎又幕閣が此忠告書を得て如何に思考したる乎は分明なら  
ざりき。尋て嘉永五年に至り和蘭國皇は米國が明年を以て艦隊を日本  
に發遣し全權をして通商修交を日本に勸告せしむべしと決議し其準  
備に及べる由を聞知し特に親書を裁して之を爪哇政廳に送り政廳の  
官吏をして日本に轉致せしむべき旨を命せられたりければ、政廳は其  
命を奉じて書記官を商船に便乗せしめ長崎在留甲比丹を經由して長  
崎奉行に交付せしめたり、其時の事九月甲比丹より奉行へ呈したる書面の  
要領に云く

(一) 當節外國船の日本に來るもの漸く増加仕り候に付き日本政府より  
特命を蒙れる高官に親く申立へき心得に候處和蘭國皇の本意は日  
本の安泰を謀るに重要なれば相成たけ速に其意見を上陳せよとの  
事に候然るに書記官が(即ち爪哇政廳より)右の書面を長崎に持參して

より既に三ヶ月を閱す此上に時日を徒費しては和蘭國皇の本意を  
失ふべし幸に牧志摩守殿(在勤長)近日長崎發駕と承れば國皇の意見  
を江戸政府へ仰立られ度候

(二) 其趣旨は北米合衆國は日本と通信交易の志願を是非とも相遂げん  
と決議したる様子に候就ては交易の儀を御許容に相成り舊來の御  
法に拘泥せらるゝと無く且つ外國人等も心得違の無き様に良策を  
運らざるべし太平洋の通航并に捕鯨の業は年々に増加すれば其船  
舶が風浪の難を避け若くは食料を辨じ修復を爲すの地は日本に求  
めざる可からず然らば則ち日本に通交するは航海國々の必要とす  
る所に候

(三) 北米合衆國より請求すべき個條は數多あるべし右を全く御拒絶あ  
りては然るべからず兩國の間に確執を生ぜざる様に聊ばかりの事  
は御許容ありて然るべし猶和蘭人の外たりとも食料薪水并に船の  
修復等に入用の品は與へられ病人養生の手當は成され候様に御沙



(四)

汰ありて然るべしと奉存候

日本國へ往古より敵對せざる國々にて通交を願ひ候はゞ長崎港に渡來を許され左の個條を御立なされ候様に奉存候

第一 通交の儀は長崎港に限り候事

第二 通交御免の國は其國の重役相詰め候事

第三 通交御免の國人は長崎住居御手當相成り候事

附此三ヶ條相立ち候はゞ日本の内にて外場所へ參り候思は有之間敷候

第四 外國人と交易の儀は江戸京大坂堺長崎の五ヶ所の商人に限り候事

附此個條は日本國法にて私の交易御停止の趣は和蘭國皇の傳承する所なれば此趣に候はゞ御國法に背き候儀は有之間敷候

第五 御法を立て交易の趣向を定め長崎港に税關を設られ候事

附此個條は船々出入荷物積卸の改方に付き御規定相立ち可し申と奉存候

第六 交易取引の儀は雙方長崎會所或は大坂會所の手形にて相辨じ候事

附此個條は日本國法は金銀を外國へ渡すを停止の由且又外國の金銀も日本にては通用せざる由に付き右の趣向に仕り候はゞ御國法に相背き申間敷候

第七 諸物運上等は御規定を程能く御立ての事

附此個條は外國人ども運上と差出す様に相成り且つ過分の荷物を持渡らざる防にも相成べく候尤も運上格外に相増し候ては苦情を申立べく候依て程能と申上候

第八 交易の儀に付き外國人共に取合ひ出來候節は長崎御奉行と外國重役とにて御扱ひ相成り候事

第九 御國法を犯し候外國人は其國々の支配にて仕置き致すべく



日本政府向石炭園場所外國へ御差圖の事

附此個條は北米西方の請ひ亞細亞東方の請ひ並に唐國にては蒸氣船渡海就中北米合衆國の爲に既に是まで相立て候場所も有之就ては右様の振合に石炭園地所も相立ち候儀必要に御座候

和蘭國書の趣意は北米合衆國よりの願筋を前條の振合にて御許容に相成り候はゞ安全の良策との事に御座候

和蘭國皇の親書に載せらるゝ所は蓋し此意に外ならず其交易に關する諸項の如きは専ら日本の事情を付度し長崎貿易の方法を標準として之を擴張するに過ぎざれば採用に足らずと雖も米國が國議を決して日本に艦隊を發遣すべしと聞き切に開國の長計たるを勸告せられたるに至りては和蘭國皇の好意は幕府之を多とせざる可からざるなり

幕閣は何等の政策か決せず

幕閣は是の如き緊切なる忠告を得て米國全權が艦隊を率ゐて明年渡來すべきを豫知しながら之に對して如何の政策を執り如何の國是を定むべき乎を議したりとも聞えざりき或は云く當時在勤の長崎奉行<sup>後大澤豊と</sup>は凡庸の俗吏にして大勢に通ずるの材に非ず又在府奉行<sup>後澤豊と</sup>も伯仲の間に在るのみ若し此輩にして此忠告に據り大に幕閣を警醒する所ありせば幕閣も爲に迷夢を覺して多少豫議する所もありしならんに惜い哉此奉行等自身が和蘭の忠告に狐疑を懷きて十分の信を置かざりしに由り阿部伊勢守の如きも憂慮はしながら決然起て之に應ずるの計を爲すに至らざりしと此說蓋し然らん然れども幕閣及び其幕僚要職にして苟も少しく宇内の形勢を知らば此緊切豫報に接して豈これを度外視するとあらん要するに幕府を擧て上下みな事情を知らざるに座するのみ

○第十二章 條約締結の概畧



米國全權ハルリ渡來 書翰を請取る 許否和戦の諸問 拒絶攘斥答議大  
 多數 日米神奈川條約 下田附錄 露亞全權渡來 長崎應接 英國長  
 崎約定 露國下田條約 官吏干涉 露法外國貨幣 通川價格 洋銀一分  
 銀ギョルテン南緯銀 一分銀は法貨 和蘭取極書 和蘭の目的 米國總  
 領事兼全權渡來 亞國官吏參府登城 謁見 幕府建儲 日米江戸條約 時論  
 は條約に反對す 條約勅許を請ふの必要 幕府建儲 堀田備中守上京  
 勅許を得ると能はず 井伊掃部頭大老 英佛艦隊渡來の風説 條約調印  
 密勅 戊午大獄 英佛露關條約 條約實施

米國全權  
ハルリ渡  
來

和蘭の豫告に違はず米國全權ハルリは果して此翌年即ち嘉永六年六月  
 三を以て江戸灣に來り我鎖國の門戸を文明世界に開かしめたり其渡  
 來は實に我國の歴史に一大改革紀元を與へたるものなれば余は此年  
 を以て舊日本と新日本とを分つの區劃線と爲し其以降の事は之を新  
 日本史の領分と私定するに由り之を此に詳叙せんは余が志に非ざれ  
 ば敢てせざる所なり然れども長崎三百年間の局を結び開鎖の顛末を  
 叙する爲には其概畧を云ふと必要なり依て極めて之を簡短に叙すべ  
 し拙著の幕府衰亡論幕末政治家等に就て事情を詳知あるべし且つ嘉永六年以  
 降の事は世に其書少からざれば此に詳叙するは蓋し必要にあらざるなり  
 北米合衆國の全權として海軍將ハルリは強大の艦隊を率て嘉永六年  
 六月を以て浦賀に來り日本の外國事務專任宰相に會見せん事を求む、

書翰を請  
取る

許否和戦  
の諸問

浦賀奉行は例に依りて長崎に赴き申立よと告諭すれどもハルリ之を  
 聴かず直に江戸へ進入して事を議すべしと主張し其艦隊兵力を示威  
 す之が爲に幕府の周章は一方ならず朝野を擧て騒然たり幕閣は事破  
 れて戦争に至らん事を恐れ乃ち浦賀奉行等に命じ久里濱に於てハル  
 リに會見し米國の書翰を請取らしめたりハルリは書翰を交付し來奉  
 を以て返答を聞く爲に再渡すべしと告げ事行かざれば砲火を以て相  
 見ゆべきの状を示して退帆したり幕閣は米國の書翰を翻譯せしめた  
 るに鎖國の不利を説き米國と修交の訂約を勸告するものに係る乃ち  
 其譯文を諸大小名及び文武官に示して云く、曩に此書翰を請取りたる  
 は破格の例なりと雖も事一時の權道に出たり米國の要請する所を  
 許容すべきや否や各意見を提出すべしと以て和戦の決を諮問したる  
 に和議開國の答議を爲せるものは容一二に過ぎず其他は皆擧て開國  
 を不可なりとし米國の要請これを許容す可からず幕府は宜く之を峻  
 拒せらるべし渠もし之を聴かずして我に無禮を加ふるとあらば斷然



砲火を以て之を攘斥せらるべしと云ふに在りて夷賊傲慢無禮神州を汚辱す豈膺懲の典を擧げざる可けんやとて理由も無く拒絶攘斥砲撃開戦を言ふもの滔々皆是なり幕閣と雖も亦奈何ともすると能はざれば策の出る所を知らざるなり。既にして翌安政元年正月を以てペルリは再び江戸灣に來り去夏に比ぶれば更に艦數を加へ威勢益熾なり、幕閣は林大學頭・井戸對馬守・伊澤美作守を神奈川に遣り全權の名を以てペルリに會見せしめ到底その要請を容れて訂約するに非ざれば開戦の避く可からざるを覺り秘密の訓令を授けて條約を議定せしめたり所謂日米神奈川條約即ち是なり。此條約は和親航海條約にして純然たる貿易條約には非ずと雖も貿易を開くの端緒は實に其中に包含せられたり

此條約の要點は(一)日本は米國の船舶が何れの所に漂着するも之を救助し保護を與ふる事(二)日本は米國船の爲に下田箱館の二港を開き其寄泊を許す事(三)此二港に於ては船中必要の物品を買求むるを許す事

(四)若し買求むべき貨幣を所有せざる時は其船に載せたる貨物を以て其代價に充るを許す事(五)米國に於て之を必要なりとする時は下田に領事を駐劄せしむる事等なりとす。斯てペルリは箱館港を視察し尋て下田に來り此所にて我全權に會して神奈川條約の附録を議定し下田箱館兩港に於ける米國人の遊歩規程を定め四里四方并に賣買の細則をも協議したり下田條約附録是なり。但し治外法權と最惠國約とは神奈川條約にて異議なく之を米國に許諾したるなり

幕府は去年よりして時論の風潮に逆行するを憚り頻りに兵備を嚴にし防戦の準備を爲し諸藩を獎勵して事に從はしめ今春ペルリ再渡の時際しても一方に於ては幾ど斷然拒絶攘斥にも及ぶべきの狀を示しつつ却て一方に於ては全權等に内訓して和親航海の條約を訂結せしめ所謂祖宗の法たる鎖國の制度を破却し剩へ從來支那和蘭にも許さざりける前例も無き讓與を爲したるに付き幕閣の行爲を非認して之に反對するの議論囂々たり而して幕閣は攘斥固より幕府の本意な







斯く條約は定めたりと雖も彼我國民の直接賣買は之を許す可からず  
 とて幕府は官吏干渉賣買とも名くべき一種の新法を案出して之を下  
 田に行ひたり其方法は新に下田に取設たる御用所の中に一區域を別  
 に定め此に陳列場を作り現に市中にある勘工場を呼びたり諸商人等をして  
 是も特許を得是も特許を得外國人の嗜好に適當すべしと思考せらるゝ物品を陳列せ  
 しめ凡そ外國船の下田に來りて食料薪水石炭其他必要の物品を購買  
 せんと望む者は皆此に就て之を辨ずる事と爲し其代價の授受は官吏  
 これに干渉し又外國船より代價の代りに引取るべき貨物の如きも官  
 吏これを御用所商人と謀りて買入るゝに付き賣買物品の價格は一に  
 官吏の定むる所に由る御用所商人の外は下田市中の町人是れ長崎にては會  
 所にて都ての賣買を取扱ふの方法を標準として之に折衷を加へたる  
 新法なり。されば外國貨幣の如きも從來長崎にては天正慶長以來の自  
 然通用相場を繼續し其後寛永寛文元祿享保寛政と移り行きて相場に  
 時々の変遷を來たし遂に彼我物品の價格を算して和蘭一ギルデンは

我銀六匁銀六十匁を金一兩に當ると定めて取引を爲したるなり依て下田  
 に於ても之を貨幣交換の標準と爲し洋銀一弗弗銀を我一分銀一個に  
 換るものと定めたり洋銀一弗は凡和蘭の二ギルデン半に同量なり我一分は銀十原  
 來長崎會所の貿易にては銀何匁と何ギルデンと唱へても我通用銀貨  
 をも渡さず彼のギルデン銀貨をも請取らず賣買の差引は相互に物品  
 の授受を以て之を決算したるが故に雙方の通貨を比較計量するの必  
 要も無く其上に文政の頃までは南銀即ち二匁銀なり八匁をを通用した  
 れば凡金一匁に對して假令我金銀貨を將て之を歐洲諸國の金銀貨に比較計  
 量するも左まての差異は無かりしなり然るを幕府は天保八年に至り  
 國幣の窮乏を救はんが爲に一分銀を新鑄文政南銀より輕し之を銀十五匁の  
 價と令し其四個を以て小判一兩に換る事に爲して通用せしめたりけ  
 れば金銀貨幣の比較は突然に其權衡を失ひたり即ち金一匁に付き幸に長崎  
 にては相互に正貨を交換し通用せざるを以て和蘭商館にては新鑄一  
 分銀の爲に利害を被る所なければ別に此頃まで安政三苦情をも申出さ



一分銀は

りけり。長崎にては斯る歴史ありて銀六分と一ギルデンの交換相場寧ろ決算相場を設けたるに拘らず今や洋銀一弗を交換するに一分銀一個を以てする事に爲したれば現在一分銀三個よりも重き洋銀一個をば日本官吏は一分銀一個の價に請取り即ち三分の二以上を道理なく外國人より掠奪するものなりと論じ出したり

此論は既に安政元年が其時は我が方にて一分銀は畢竟純然たる正貨に非ず政府の命令を以て通用せしむるの法貨なりと既明し交換に關するの方法は其局を結ぶに至らざりしが安政三年米國全權兼總領事ハルリスが下田に來ると同じびて此交換は一問題と成り遂に安政五年の江戸條約に於て米國金銀貨は日本金銀貨と同種同量にて交換すべしと議定し是が爲に開港の江戶條約に於て米國金銀貨は引續き銀貨交換の葛藤に及びたるなり

斯る事情なれば米露英三國の爲に下田箱館を新に開き長崎また此例に依ると成りてより長崎に於ける和蘭商客は却て下田箱館に於ける外商よりも其自由と權利とを多く制限せらるゝの實を現したり

露英兩國の民として長崎に於ては亦然り何となれば(一)下田箱館にては外國人は遊歩規程内を(四方里を自由に歩するを得れども長崎にては之を許さず(二)下田箱館にては入港の船を寛裕に取扱へども長崎にては船中の検査・人別改・繪踏・人

和蘭取極

和蘭の目的

質等を依然勵行せり(三)下田箱館にては船と陸地との往復自由なれども長崎にては依然これを檢束し爾も尙探番をして身軀の探査を行はしめつゝあり(四)下田箱館にては外國貨幣を日本貨幣に交換して使用に便ならしむれども長崎にては未だ之を行はず等數々條を擧て和蘭甲比丹は其改正を長崎奉行に迫りたり

是れ安政二年の事なり○但し最惠國其求る所は至當の道理あるを以て幕府は長崎奉行に全權を授け和蘭甲比丹兼事務官ドンクル、キルシヌに會して和蘭商賣の方法を改正して幾分の寛裕を得せしめたり安政二年和蘭取極書と名けたるものはなり、此取極に因りて和蘭の商賣并に和蘭人の取扱に關して大に其面目を改められたるも長崎會所の貿易たるは依然その舊に仍りて直接の人民自由賣買は未だ許されず而して和蘭人は此直接賣買を要求せざる而已ならず却て會所取扱の方法を是ながとして之を新港に適用して専ら長崎の例に則らしむべしと幕府に忠告したり、是れ商館と會所との賣買法を保続すれば和蘭は優に他國の貿易を制して之に勝つゝの便



宜あればなり

安政三年の秋米國總領事兼全權ハルリスは下田に渡來し條約に據りて下田に在留すべき旨を幕閣に告知す、當時攘斥拒絶の議論頻に上下の間に行はれ幕閣これを鎮壓するに苦むの際なれば亞米利加官吏米國總領事を我國に呼びたりの太だ喜ばざる所たり、是に由て下田奉行をして退去を談判せしめたれども事行はる可くもあらずしてハルリスは總領事館を下田に設けたり是て米國は代理領事館を箱館に置き、國も亦其領事館を設けたりハルリスは總領事として在留する而已ならず米國大統領より日本條約を改訂して和親貿易航海の條約と爲し之を議定調印するの全權を授けられ國書を携帶して渡來したるに付き下田奉行に其事を通知し或は談判の爲に下田に出張の幕吏に説くに開國貿易の利を以てし或は返答の緩慢なるを憤り直に江戸に抵りて閣老に應接すべしと迫り巧に外交術の伎倆を以て幕府の要職を動さんと試みたれとも幕閣は之に應ずるに躊躇して時日を遷延す、然れどもハルリスは堪忍し

て時機の來るを俟てり。斯て安政四年に至り支那にては髮匪捻匪の内亂に打續き又英國と事を構へ内外の紛擾にて國運頗る危殆に瀕す而して此事幕閣の傳聞する所たり、ハルリスは時機到來すと思惟し下田奉行等に説くに外國の形勢を以てして云く、今にして早く米國と貿易條約を議定して其範圍を豫め制限するに非ざれば近日英吉利より使節を日本に派遣して和親貿易航海條約の締結を要請するに當り、之を拒絶せん乎忽に戦争と成りて日本は支那の覆轍を踏むの不幸に陥るべし、之を承諾せん乎其要請條項は恐らく日本の堪へざる所たるべし、是れ米國が日本の爲に憂ふる所たり米國は日本の貿易に依りて國を利するの目的を有するの國に非ず日本貿易の有無は米國に於て何かあらん米國は日本にて今日の如く船舶寄泊の港を得れば則ち足れるのみ然り而して切に此開國議を進むるものは實に日本の爲に其の國安を希望するが故なりと懇説く所ありければ幕閣は堀田備中之を然りとし群議を排して(一)亞國官吏江戸參府藩書調所旅館(二)同登城拜謁將軍家へ謁見呈



面議  
會見  
閣老

日米  
江戶  
條約

時論は條  
約に反對

(三)閣老面會應接中守田備を承諾したり於此承諾に付ては上下の間にハルリスは乃  
ち此年四年政十一月を以て下田を發し陸路江戶に來り將軍家に謁見し  
て大統領の國書を奉呈し是れ閣老に面談し新例堂々宇内の形勢を述べ  
開國貿易の利を説き日本一國のみ萬國交際の外に孤立しては以て國  
安を維持し民福を進捗するの望み得べからざるを論し道理に證し事  
實に據りて斷然米國の勸誘に應じて國是を定むるの長計たるを忠告  
し辨論數時間の長に渉る閣老は大に其辨論に服し條約を改訂するの  
閣議を決し井上信濃守岩瀬肥後守を全權に命じハルリスに旅館に會  
して其談判を爲さしめたるに翌安政四年二月に至りて條約草案は全  
く協議決定したり是即ち安政五年江戶條約と名くるものにして安政  
六年五月神奈川横濱長崎箱館開港實施の日よりして明治三十二年の  
新條約實施まで前後四十一年間我國に行はれたる條約なり  
此條約談判の時よりして最も時論の之に反對したる條項は全部みな反  
なれども其中(一)外國公使を江戶に常住せしむる事(二)耶蘇教禮拜堂を設  
にて取分て

諸府建儲

け其奉信を外國人に許可する事(三)兵庫神戶大阪江戶神奈川横濱を外國  
貿易の爲に開く事(四)日本金銀貨を外國に輸出するを許す事等にはあ  
りぬ此反對は水戸老公を首とし諸大名要職有司の大多數みな各反對  
の意見を懷き抗議紛々たり所詮は之を朝廷に奏上し勅許を得て之を  
令するに非ざるよりは以て全國の士民をして開國の政を遵奉せしむ  
ると能はずと覺知して幕閣はハルリスに此事情を語りて條約調印の  
期を延はし林大學頭津田近江守等を上京せしめて條約勅許を請はし  
めたるに林津田等は要領を得ずして歸東したり此時は攘夷論已に京都此  
時に際し安政四年の夏幕府にては將軍家公定御病身にて御出生の公達  
も在さざりければ御養君の議御議は夙に所々に起りて漸く騒然たり、  
一方には一橋殿慶喜の年長賢明にてあらせらるゝを敬崇して此御方  
を儲君に建て申すべしと主張し尼州殿・越前土州薩州阿州等の諸侯また要職有司  
諸藩の有志者は皆是なり一方には紀州殿慶福公の御懿親たるを以て此御方  
をと主張し幕府の後宮にて非伊掃部頭後に其首領たり黨派の狀を爲して互に軋



堀田備中  
守上京

勅許を得  
ると能は  
す

井伊掃部  
頭大老

英佛艦隊  
波來の風

二〇六

櫛に及びぬ故一橋黨中には開國黨も鎖國黨もあり紀州黨とほ開國黨とほ亦同様なり斯かりしかば堀田は條約勅許を得んが爲に川路左衛門尉岩瀬肥後守等を隨て上京し外國の事情を演説して同意を求め贈賄をも幾ど行はるゝに向としたる所に堂上有家輩の反對に由て廷議は更に變じ條約の可否に付き三家始め諸大名の意見を諮問し之を具して稟議せよとの勅命を蒙り其要領を得ると能はずして同じく歸東したり

建儲議に關して一橋殿年長幕府の御相談に對して朝廷より勅答あらん事を望みて周旋したれども是も目的を十分に達するを得ざりけり

斯て堀田は閣老を罷められ儲君は紀州殿と定りて仰出され井伊掃部頭は御大老に任せられて内閣を總理したりけるが條約のみは未だ勅許なければ調印の運びに至らず然るに此時英佛二國は同盟して艦隊を天津に向け大に清國朝廷に問ふ事ありと聞え又彼二國より俱に強大なる艦隊を日本に發遣し各全權を派して和親貿易航海條約を要請すべしとも聞え爾も其要請の條項はハルリスが豫告の如く清國條約に準據してハルリスと議定したる所に比ぶれば迥かに其上に出べし

條約調印

密勅

戊午大獄

二〇七

とも聞えたれば幕閣は岩瀬等の提議を容れ早く日米條約に調印し英佛全權をして此矩を踰めると莫らしむるの策を執るべしと決し乃ち岩瀬等に命じハルリスに神奈川沖に繫泊せる米國軍艦に就て會見し

此時ハルリスは米國軍艦に即時に條約調印を行はしめたり五月勅許をも待て下田より神奈川に來れり

たずして幕府は專決して條約調印を行ひ其趣を老中連署の奉書を以て京都へ上申に及びたれば京都の震怒は言ふも更なり水戸殿尾州殿越前其他の諸侯みな幕閣の專横を咎め要職有司にも抗議者多くありて條約議と儲君議と關聯して交幕閣を攻撃し京都よりは大老老中の中に至急上京して陳述すべしと命せらるゝに至れり此紛擾の中にて將軍家定には薨去の御事ありて家茂公その後を承て御就職あらせ玉ふ而して朝廷よりしては水戸家へ密勅を賜ひ幕府を矯匡補弼すべきの命を下されしかば此事より之れに關係する輩を鞠問するの獄を引起し一橋殿を初め水戸老公尾州殿越前土州宇和島の諸侯は隱居・謹慎・蟄居等の罰を蒙られ諸藩武士公卿の家臣諸浪人の有志は京師及び



江戸にて逮捕せられて所謂安政戊午の大獄と成り、而して幕府の要職有司にして一橋黨に屬せる輩は皆免官黜罰の身と成れり此獄は安政六年に至りて終

英佛露蘭條約

此に又英國よりはエルジン卿全權に任せられて江戸灣に渡來したりけるが其條約は都て米國の例に依りて議定調印し、尋て佛蘭西よりはグルー男、露西亞よりはブーチャチン海軍將、和蘭よりはドンクル、キルシス相尋て來り各條約を議定調印したり、是に於て米英魯佛蘭五ヶ國の條約は此年安政五年を以て同一の基礎を以て定まり、國內にては激烈なる反對あるに拘らず乃ち安政六年五月を以て神奈川横濱長崎箱館の三港を開き下田は同條約を實施する事と成りぬ、是にて長崎貿易の組織は都て一變し舊例は舉て絶滅を告たりけり安政六年條約實施以降の事は世の知る所なれば此には言ふに及ばず

條約實施

### 第十三章 長崎往時の組織其他

長崎の自治 長崎會所 唐和蘭商法 商法出割 收益金より支出 受用銀  
助成金 地役人分掌事務 長崎奉行其他 審吏 地役人の職務 長崎改

事は常に行はれず、俗語 會所税金 地役人の役名人員俸給 新智識の輸入 南蠻より傳ふる所 築城 天守臺 南蠻鐵 石垣 井戸 採鑛 治金の川南 鑛語を其儘に 川南 鑛語を其儘に

長崎の自治

此に長崎市の組織を言はん、長崎市は前叙の如く創始の時よりして市民の自治を實行し寛永の改革に際するも之を維持して以て安政六年條約實施まで之を保存したり、蓋し自治制の最も古より行はれて最も完全なる舊時の長崎に勝るものは莫かるべしと信するなり、其狀況は稍ハムボルグ、プレーメンの諸市に類せる所ありしとも謂ふべき歟、寛永以前の組織は之を詳悉するに由なし、寛永の改革尋て元祿の改革にて唐和蘭の商賣は盡く市民の手より取上て一に之を長崎會所に收むる事と成りて以來は、唐和蘭の持渡品輸入は都て長崎會所に買取りて之を五ヶ所長崎、江戸、京、大阪、堺の商人に賣渡し又唐和蘭へ渡すべき代り品輸出は長崎會所にて諸方より買集めて之を唐和蘭商客に相渡すを以て此輸出入品の賣買より出ざる利益は之を商法出割と名けて會所の收益と爲す、此收益の外に輸出入品に課する税其外の雜收入を加ふれば年

長崎會所 唐和蘭商法

商法出割



收益金  
り支出

會所の収益は實に夥しき巨額に上れり。此收益金年々の支出を云へば

受用銀

(一)運上金五萬兩を幕府へ差出し(二)文武の政費并に特權に屬するもの

助成銀

成銀に支出し(四)其剩餘を以て會所の積金と爲すの制たり輸出品蒐集資本  
貸與金文武臨時

地役人分  
掌事務

費凶荒救助費等は此右の第三項七萬圓は其中より諸地役人の俸給即ち受用  
銀なり是

して財務出納を掌り○市政には町年寄あり七各町に乙名ありて組頭  
日行事等これに屬し○警察武備には御鐵砲方御船頭遠見番唐人番船  
番町使散使等ありて之を分掌し○貿易には五ヶ所絲割符宿老線目利  
及び諸目利等ありて之に當り○唐方には大通事小通事同助同並同末席  
古通事内通事等  
等あり○和蘭方にも亦大通詞小通詞同助同並同末席  
古通詞内通詞等あり何れも筆者等

長崎奉行  
其他幕吏

之に屬す○斯の如くに井然として自治を組織したるを以て貿易にせ

地役人の  
騎寄

よ民政にせよ都て皆長崎地役人の取扱を以て差支なく執行ふを以て

幕府の干渉を要す所あると無し幕府よりは長崎に奉行手附家來御目附  
之に屬す御目付御小人御勘定方御勘定御在勤せしめて文武の政務を指揮せし  
むれども其實は名義ばかりにて長崎貿易及び市政の錯雜なる俄に江  
戸より來りて覈査し得べきに非ざれば垂拱して制を長崎地役人に受  
け其賜を得て囊中を富ますに外ならず御代官の如きも土著とは云へ  
長崎市政にも貿易にも關係なく市外の鄉村を支配する而已なれば同  
じく利益の賜を受けるの列に在り。斯の如くなれば唐和蘭商賈の長崎會  
所に利益あると俱に町年寄會所會所役人唐通事和蘭通詞等は驕奢の  
生活を爲し中にも町年寄の如きは幕府五千石以上の旗本に比しき邸  
宅に住居し家來眷屬を召使ひ其錦衣玉食の奢侈なるは十萬石の大名  
も尙及ばざるの状況たり是皆貿易の餘潤よりするものなれば幕府は  
屢長崎を改正し地役人を排斥し自治を罷め以て幕府政令の下に立た



長崎改革は常に  
行はれず

しむるの實を擧げ以て幕府の收入を多からしめんと望み其改革を行はんと試みしは幾回なるを知らず中にも着手の著名なりしは貞享年間御代元祿年間吉公兩度元同正徳年間家公享保年間家公三度吉公天明年間家公田沼執政家公寛政年間家公越前守家公文政年間家公天保年間家公越前守家公の如きは尤も力を致したる所にて或は地役人の重立たる輩の帶刀を禁じ名所役人乙或は長崎に與力同心等を在勤せしめて奉行に隸せしめ或は長崎地役人中にて遠見番・唐人番・船番・町使・散使等に帶刀を許し幕府支給を爲して奉行の直隸に屬せしむる等の改革を爲し貿易市政を奉行の直轄に移さんと爲せり。斯る改革に會ふ毎に長崎地役人諸商人市中一同は心を合せて之に抗對し奉行等をして指を長崎自治の組織に染させじと謀り防衛の策を講じ百方盡力して到らざる處なく贈賄苞苴以て其改革の主張者を排斥するの運動を爲すが故に長崎奉行は勿論の事なり御勘定奉行と雖も閣老と雖も是が爲に其地位を失ふに至りし事ありけり、されば天明より天保る至れる間に於て柳營に行はれたる俗語に云

俗語

く

『御老中でも手の出せぬは大奥・長崎金銀座』

大奥とは幕府の後宮を云ひ金銀座とは金銀貨幣鑄造を擔任する特權者の團體を云ひて苟も大奥長崎金銀座この三所の一に向ひて改革を行はんとする時は閣老と雖も反對の爲に禍その身に及ぶべきを謂へるものなり。斯りしかば長崎は幾回の改革に遭ふも善く防衛して貿易の專有と自治の市政を維持し安政六年に至る迄は之を保存し得たるなり。安政の條約實施よりしては收利の源泉を失ひながらも猶從前貯蓄したる長崎會所の積金にて辛くも自治の組織を繋ぎ留たれども是も明治維新と成りて其跡を止めず特權も自治も都て雲烟と爲りて消散したり、現時地方制度の行はるゝに由りて長崎市は再び自治市と成り兼ねて貿易市場たるを繼續しつれども其自治も其貿易も之を往時に比較すれば俱に皆その趣を異にするを以て日を同くして言ふべきに非ざるなり

會所積金



長崎の自治市政及び唐和蘭交易并に警備に關する地役人の役名人員  
 受川銀即ち俸給重立たを左に舉示すべし是は文政年間の調査に係る  
 長崎會所調役五人町年寄○町年寄七人○年行司四人九貫目○絲割符宿  
 老四人○總町乙名頭取二人四貫目五匁○町乙名百二人四貫目五匁○御船  
 頭二人當手○遠見番船頭三十五人當手○唐人番三十一人當手○武具用物藏預  
 七人當手○船番三十七人當手○町使及散使四十三人當手  
 出島乙名○唐人屋敷乙名○館内遣用改役○貫銀定役○表筆者○波  
 戸塙役○長崎會所目附○同吟味役○同役人○唐糸目利○糸掛役○  
 書物改役○醫師○出島醫師○唐人屋敷醫師○藥種目利○端物目利  
 ○伽羅目利○鮫目利○書物目利○唐繪目利等 通計凡二百三十人  
 和蘭通詞目附一人七貫目五匁○大通詞四人八貫目五匁○大通詞過一人  
 ○御用書物和解掛一人○小通詞三人五貫目三匁○同助一人○同並十  
 三人三貫目五匁○同末席九人七貫目貳匁○稽古通詞十四人三貫目貳匁  
 ○内通詞小頭八人二貫目七匁 通計凡百四十人

唐通事頭取一人○立合兼大目付一人五十二貫目○諸立合二人八十二貫目五匁  
 ○目付一人七貫目三匁○大通事二人十二貫目五匁○小通事三人七貫目三匁○  
 同助一人四貫目二匁○同並十八人四貫目二匁○同末席十八人三貫目貳匁○稽古  
 通事見習廿九人三貫目一匁○年行司二人一貫目七匁○内通事小頭五人九貫目  
百四十八貫目○同見習末席五人一貫目九匁○東京通詞一人三貫目○暹羅通  
 詞一人同上○モウル通事一人同上 通計凡九拾五人  
 長崎の地たる天正年間より安政年間に至るまでは外國の文物伎藝を  
 我國に移植するの唯一門戸たり、明清の文學書畫製作技術の長崎を經  
 由して全國に傳播したるは言を俟たず、葡萄牙・西班牙・和蘭諸國よりせ  
 るものも亦甚だ多し享保年間に鬻書の禁を解かれてより歐洲の文明  
 は醫學星學と砲術との三事に由りて我國に傳はるの端を啓き和蘭の  
 書に便りて之れを研究し延て以て宇内萬國の地理制度風俗人情等を  
 靡げにも窺ひ得るに到りしは長崎これが媒介と成り嚮導たるが故な  
 りき、而して其淵源を尋ねれば所謂南蠻の葡萄牙に負ふ所決して少小



に非ざるなり。先づ南蠻船の渡來と俱に火器の傳來してより我國の戦術は大に一變して築城法も亦隨つて更まり歐洲の制に倣ふ事と成り乃ち土壘を廢して石垣と爲し角度を設けて砲火の十字交叉を作り城内に天守臺を造るが如き是なり。我國の築城法は織田右府の時代より一變して内來りて繩張を爲さしめたりと云ふ説あり而して光秀は九州に遊歴して南蠻人に就き築城を學べりとも言傳へたりされば城中に天守を造りしは安土城を始めとす天守臺は即ち天守臺にて外國の寺塔に形どりたるは言を俟たずして知るべきなり。外敷を禁するに及びて天主の字を忌み天守と書更めたるなり。徳川氏の制度にて天守一たび燒失するが破壊する時は再造を許さざりしを以て。次には我國刀劍の鍛法は中世より漸次に發達し元暦より建武に至るの間名工輩出して其巧妙銳利を極めたるに應永以降は大に衰微し神州の精華と稱せられたる日本刀も其鍛練と云ひ鋼鐵と云ひ迥に往時に劣りたり然るに永祿天正に至りて更に再び其工を恢復して新面目を呈したるは實に葡萄牙人に山りて輸入せられし南蠻鐵を専ら用ひたるに因れり是よりして南蠻鐵は甲冑其外の武器を製作するに必要の原料と成り其製作も亦巧緻を見るに至れり。鐵櫃子式の甲に倣ひたるなり。又眞鍮象眼を此時に傳はりたり。次に石垣を築き石橋を架するなり。其他南蠻流の鍛法と云ふ餘象眼の此時に傳はりたり。次に石垣を築き石橋を架する

も南蠻人に學びたり。九州に石橋の多又掘抜井戸を鑿つても南蠻傳法と言へり。東京にて俗に大阪堀と云ふ井戸の鑿次に鐵山の探掘及び精練には南蠻人を聘雇して其法に倣ひたりとは金座の古記録に存したり。此傳右衛門の語純金を精練するに南蠻流竹流たけながしと名くる法は金座にて使用する所なりとぞ。大久保石見守が天主教徒に氣脈を通じたるも佐渡の金礦に南蠻人を聘此他烟草・豚・野羊・鬪雞等の動植物又は羅紗・天鵝絨等の織物等にて蠻語の其儘に我國に今日通用するものは皆當時の輸入傳來に係る而して其語の長崎に存するもの他の地方に於けるよりも更に多し請ふ其尤も通用するものを舉示せん

- デウス 造物
- クロ 天主教徒を指してクロと呼ぶ
- ハライソ 國の稱訛
- パテレン 神父
- プタ 將來す
- ヤギ 同上
- シヤモ 鬪雞の一種
- カナリ ヤシ鳥よりす
- パン 麵包
- カステラ 菓子
- マルポロ 同上
- カボチャ 菜圃
- クバコ 南蠻人始めて長
- キセル 煙
- ラテ 烟草に用ゆる竹
- マタロス 水
- ペッ テラ 磁
- シヤボン 酸石
- カルタ 牌
- ベジリ 苜蓿
- アマカタ 漆



二一八

クイも ○ バルマ 圓形の靴 ○ バンコ 掛腰 ○ プラスコ 燈 ○ ビードロ 硝子 ○  
 キリコ ○ ドンブリ ○ ギヤマン 石金剛 ○ カンテラ の燈器 ○ ハーカ 小刀 ○ カッパ  
 衣雨 ○ バッチ ○ ラシヤ 紗 ○ ラセイタ 板羅背 ○ ビロイド 絨天鵝 ○ ウンサイ 雲 ○  
 モンバ 羽紋 ○ カナキン 巾 ○ サラサ 紗 ○ サントメ 棧 ○ メリヤス ○ モール  
 金銀物 ○ トクリ 利徳 ○ チロコ 口猪 ○ キビシロ 須急 ○ カルコ 靴子 鐵砲 ○ インデン 革  
 入織物 ○ バルシヤ 革の名 ○ ゴロフクリン 蘭語 ボコフ 此他 猶多し 所を 擧るのみ  
 度名印 ○ 斯の如き諸類は皆 葡萄牙人に由りて 長崎に傳來して 今は長崎に普通と  
 成りたるなり  
 長崎三百年間は我國三百年間の外交と其變遷を俱にしたるものなり  
 今日の進歩開明の來由を知らんには此往事談を聴くも亦敢て全く無  
 益に非ざるべき歟

長崎三百年間終

明治三十五年十月廿日印刷  
 明治三十五年十月二十日發行

長崎三百年間奥付  
 定價金四十五錢

著者 福地源一郎

東京市日本橋區本町三丁目八番地

發行者 大橋新太郎

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

印刷者 石川金太郎

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

印刷所 株式會社 秀英舍

發兌元

東京市日本橋區本町

博文館





帝國百科全書

每月發行一部  
並上回一月  
製製正價一冊五錢  
正價一冊五錢  
郵稅金十錢

Table listing various disciplines such as 農學 (Agriculture), 文法 (Language and Grammar), and 歷史 (History), along with authors like 高木貞傳 (Takaki Tadamasa) and 木下尚江 (Kinoshita Naoki).

Table listing various disciplines such as 法學 (Law), 地理 (Geography), and 醫學 (Medicine), along with authors like 高木貞傳 (Takaki Tadamasa) and 木下尚江 (Kinoshita Naoki).



# 商業

行發回一月毎 編每  
筆主家門專各

著君成基宮二士學法院學大在

著君郎旗田飯士學業商義耳白

## 論通學濟經

## 論況業商

錢拾稅郵錢拾六製並錢貳拾稅郵錢五拾七製上

錢八稅郵錢拾五製並錢拾稅郵錢五拾六製上

本邦の商業は、戦後一掃の勢を以て、著しく活況を呈せり。然るに、最近の金融恐慌、物価暴落、及び米穀騰貴等の影響を蒙り、商業は再び苦境に陥れしむ。本邦の商業界は、如何なる前途を有するや、其の趨勢を考察し、救済の方策を講ずべきなり。本邦の商業界は、如何なる前途を有するや、其の趨勢を考察し、救済の方策を講ずべきなり。

本邦の商業は、戦後一掃の勢を以て、著しく活況を呈せり。然るに、最近の金融恐慌、物価暴落、及び米穀騰貴等の影響を蒙り、商業は再び苦境に陥れしむ。本邦の商業界は、如何なる前途を有するや、其の趨勢を考察し、救済の方策を講ずべきなり。

### 歐米商業實勢

本邦の商業は、戦後一掃の勢を以て、著しく活況を呈せり。然るに、最近の金融恐慌、物価暴落、及び米穀騰貴等の影響を蒙り、商業は再び苦境に陥れしむ。本邦の商業界は、如何なる前途を有するや、其の趨勢を考察し、救済の方策を講ずべきなり。

### 銀行法規書式判決例

本邦の商業は、戦後一掃の勢を以て、著しく活況を呈せり。然るに、最近の金融恐慌、物価暴落、及び米穀騰貴等の影響を蒙り、商業は再び苦境に陥れしむ。本邦の商業界は、如何なる前途を有するや、其の趨勢を考察し、救済の方策を講ずべきなり。

### 實用商業會話

本邦の商業は、戦後一掃の勢を以て、著しく活況を呈せり。然るに、最近の金融恐慌、物価暴落、及び米穀騰貴等の影響を蒙り、商業は再び苦境に陥れしむ。本邦の商業界は、如何なる前途を有するや、其の趨勢を考察し、救済の方策を講ずべきなり。

# 叢書

種兩製並製上  
同不稅郵價正

著君臣國部勝士學法院學大在

著君郎次政生桐士學法

## 義釋法形手用實

## 史業工商界世

錢六稅郵錢拾參製並錢八稅郵錢拾四製上

錢八稅郵錢五拾四製並錢拾稅郵錢拾六製上

本邦の商業は、戦後一掃の勢を以て、著しく活況を呈せり。然るに、最近の金融恐慌、物価暴落、及び米穀騰貴等の影響を蒙り、商業は再び苦境に陥れしむ。本邦の商業界は、如何なる前途を有するや、其の趨勢を考察し、救済の方策を講ずべきなり。

本邦の商業は、戦後一掃の勢を以て、著しく活況を呈せり。然るに、最近の金融恐慌、物価暴落、及び米穀騰貴等の影響を蒙り、商業は再び苦境に陥れしむ。本邦の商業界は、如何なる前途を有するや、其の趨勢を考察し、救済の方策を講ずべきなり。

### 國際貿易論

本邦の商業は、戦後一掃の勢を以て、著しく活況を呈せり。然るに、最近の金融恐慌、物価暴落、及び米穀騰貴等の影響を蒙り、商業は再び苦境に陥れしむ。本邦の商業界は、如何なる前途を有するや、其の趨勢を考察し、救済の方策を講ずべきなり。

### 銀行政策

本邦の商業は、戦後一掃の勢を以て、著しく活況を呈せり。然るに、最近の金融恐慌、物価暴落、及び米穀騰貴等の影響を蒙り、商業は再び苦境に陥れしむ。本邦の商業界は、如何なる前途を有するや、其の趨勢を考察し、救済の方策を講ずべきなり。

### シンヂケート及トラスト

本邦の商業は、戦後一掃の勢を以て、著しく活況を呈せり。然るに、最近の金融恐慌、物価暴落、及び米穀騰貴等の影響を蒙り、商業は再び苦境に陥れしむ。本邦の商業界は、如何なる前途を有するや、其の趨勢を考察し、救済の方策を講ずべきなり。

(近刊)



在大學院  
史學專攻  
文學士坂本健一先生著

# 世界史

紙數壹千頁  
正價壹圓六拾錢  
小包送四百文

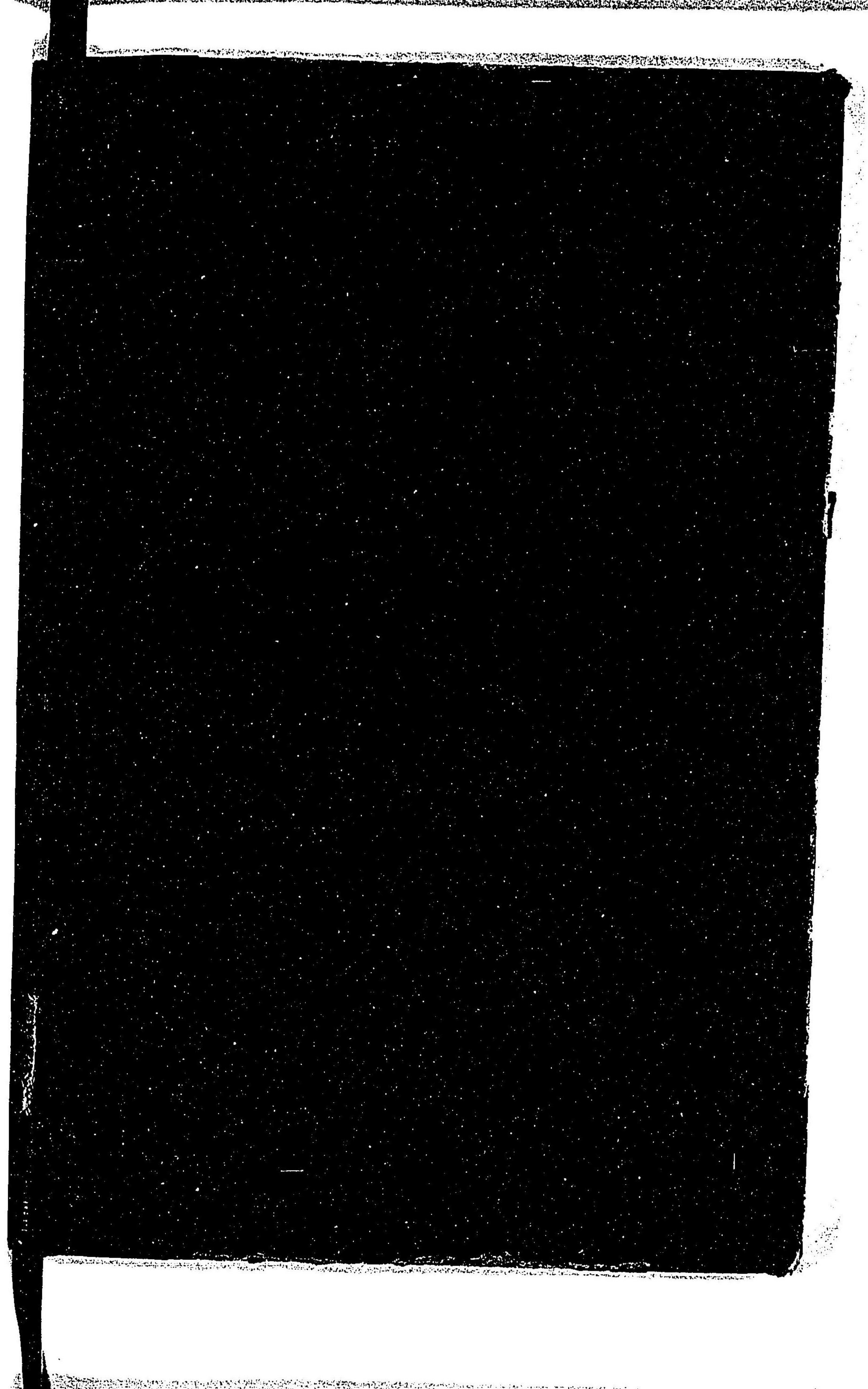
上下幾千歳の興亡常に世界的統一の趨勢を呈し最近に至り凡百の事殆んど世界  
的となる嘗て西人獨りアヤールヤ文明を重しとし偏に歐米列強を説きしは  
狹し亞細亞亦文明あり教學あり昔匈奴蒙古土耳其の西せしは今英露其他の東  
するが如し東亞の老帝國は近く世界的大競争場たらん世界史中東洋豈輕しと  
せんや殊に今の時に當りて東洋新興隆の我國民が史的智識に基て世界感想を  
養ふを要するや言を俟たず是を以て古今東西を通叙して聊國民に薦めんとす  
るは既出邦文世界史中に於て稍詳密を得たる本書編纂の目的なり尙多少讀者  
の参考となるあらば望外の幸なり乞ふ史學家は勿論學生一般に御愛讀あらん  
ことを

文學士坂本健一先生著  
世界史  
卷下  
近刊

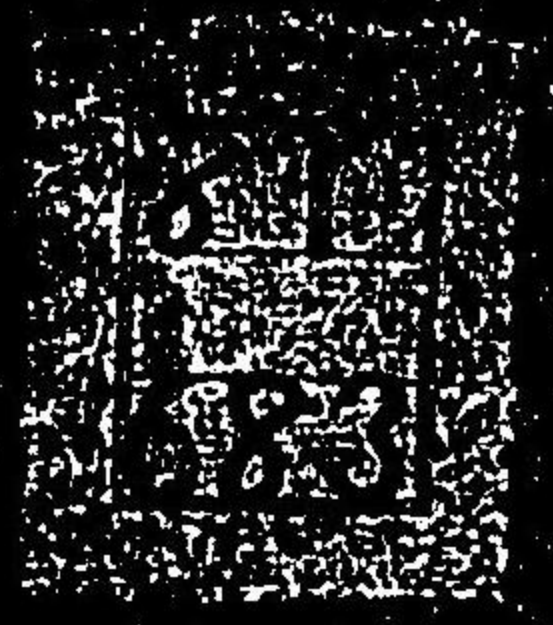


81  
683









026260-000-0

81-683

長崎三百年間 -外交変遷事情-

福地 源一郎 / 著

M35

ADC-3997





